

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

2. 内 容

目標 1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者の体調を考えて職務を調整することや相談体制の整備の実施。

<対策>

- ・職員回覧等により周知・意識啓発を促進するとともに、積極的に個別の相談に応じる。

目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

- ・職員回覧等により周知・意識啓発を促進するとともに、積極的に個別の相談に応じる。

目標 3 所定外労働の削減のための措置の実施。

- ・職員回覧等により周知・意識啓発を促進するとともに、積極的に個別の相談に応じる。

目標 4 育児による遅刻・早退・欠勤。

- ・職員回覧等により周知・意識啓発を促進するとともに、積極的に個別の相談に応じる。

目標 5 地域の小中学生を対象とした就業体験受入を促進する。

- ・広く社会や仕事を知る機会として、小中学校と連携し、就業体験学習を積極的に受け入れる。